

支 払 基 金  
令和 6 年 5 月 31 日

「特定器材コードリスト」の更新と掲載終了について

令和 6 年 3 月 5 日付け厚生労働省告示第 61 号「特定保健医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する告示」に基づき、「特定器材コードリスト」を更新しましたのでお知らせします。

当該リストは特定器材マスターと同様に更新・整備しておりましたが、令和 7 年 3 月末をもって更新及び掲載を終了させていただきますのでご留意いただきますようお願いいたします。

なお、当該リストにつきましては、材料価格基準に収載される特定器材を対象としております。そのため「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」（令和 6 年 3 月 5 日付け厚生労働省告示第 57 号）及び「特定保健医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（令和 6 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 8 号）等に基づく特定器材コードは収載していないことを申し添えます。